

平成21年5月  
警察庁交通局

## 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成21年3月27日から同年4月25日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行ったところ、255件の御意見を頂きました。

寄せられた御意見の多くは、「三輪の自動車の区分の見直し」に関するものであり、その他の認知機能検査の導入に伴う規定の整備等に関する御意見は12件でした。

「三輪の自動車の区分の見直し」については、現在、頂いた御意見を踏まえての検討を行っており、後日、警察庁の考え方等を公表する予定です。

今回、「三輪の自動車の区分の見直し」以外の部分について、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」及び「運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則」が平成21年5月11日に公布されるに当たり、これに関する頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

### 1 意見を募集した命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第28号）

運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成21年国家公安委員会規則第4号）

### 2 命令等の案を公示した日

平成21年3月27日

### 3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

### 4 参考

頂いた御意見の総数 255件

（内訳）

電子メール	115件
F A X	13件
郵 送	3件

直接持参（代表者による持参を含みます。以下同じ。） 124件

（上記のうち、「三輪の自動車の区分の見直し」以外の部分に対する御意見の総数12件  
（電子メール12件、F A X 0 件、郵送 0 件、直接持参 0 件））

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令関係(「三輪の自動車の区分の見直し」に係る部分を除く。)

(1) 認知機能検査の導入に伴う規定の整備

この項目に関しては、今回の改正の内容に対する御意見ではありませんが、認知機能検査を実施している国は他になく、また、高齢者講習を受けても効果があるとは思えない。今回の改正案には反対である。

70歳以上の高齢者講習は、なぜ費用が5,800円もかかるのか。

75歳以上の高齢運転者については、免許証の更新を1年ごとにすべきである。

75歳以上の人には、特別な理由がない限り免許証の返上を義務付けるべきである。

といった御意見がありました。

認知機能検査は、平成19年の道路交通法の改正により実施することとされたもので、今回意見募集を行った改正案は検査の実施方法等を定めるものです。また、高齢者講習では、反応速度や動体視力などの身体機能の診断を行ったり、実際に車を運転したりして、個別に運転技能の現状を理解していただいているところであり、高齢ドライバーの安全運転の継続には、講習が必要であると考えています。

次に、高齢者講習の手数料の額については、実費を勘案して政令で定める標準額を条例で定めることとされており、1月に制定された「道路交通法施行令の一部を改正する政令」により所要の見直しを行ったところです。高齢者講習では、上記のように身体機能の診断や実際に車を運転しての指導を行っていることから、講習時間が3時間となり、また、3人を1グループとする少人数の講習となり、70歳未満の方が受講する更新時講習と比較して、講習手数料が高額とならざるを得ない面があります。

また、現在3年である75歳以上の方の免許証の有効期間を1年に短縮することや75歳以上の方に免許証の返納を義務付けることについてですが、警察では、高齢ドライバーが、安全運転を継続できるように、支援を行っていくことが重要であると考えております。75歳以上のドライバーに検査の結果に基づく高齢者講習を受講していただき、安全運転を継続していただくことを目的として、今回、認知機能検査を導入したところです。また、更新の間においても、高齢ドライバーの希望により運転のチェックを受けられるような機会を拡大することが必要であると考えており、今後、関係団体等と連携しながら、このような取組みを推進してまいります。

(2) 免許証の記載事項の変更の届出の添付書類の見直し

この項目に対しては、

ICカード免許証に限って、都道府県公安委員会の管轄区域を異にして住所

変更をしたときに免許用写真の添付を不要とすべきである。  
といった御意見がありました。

今回の改正は、すべての都道府県公安委員会間で、免許用写真のデータを交換することが可能となったことから、免許用写真を添付しなくてもよいこととするものであり、ＩＣカード免許証を保有するか否かで免許用写真の添付の有無を区別する必要はないと考えています。

(3) 小型限定普通二輪免許の技能試験において使用する自動二輪車の総排気量の下限の見直し

この項目に対しては、

試験車両の総排気量の下限の見直しについては、指定自動車教習所の技能検  
定において使用する検定車両にも適用されるのか。

といった御質問がありました。

技能検定の実施方法については、技能試験の例に準ずることとされており（道路  
交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第34条第2項第2号及び同条第3項第  
2号）今回の改正による小型限定普通二輪免許の技能試験に使用する自動車の総排  
気量の下限の見直しについては、技能検定に使用する自動車についても適用されま  
す。

2 運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一  
部を改正する規則関係

運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一  
部を改正する規則案に対する御意見はありませんでした。